

インフラメンテナンス大賞実施要領

1 目的

この表彰は、日本国内のインフラのメンテナンス（以下「インフラメンテナンス」という。）に係る優れた取組や技術開発を表彰し、ベストプラクティスとして広く紹介することにより、我が国のインフラメンテナンスに関わる事業者、団体、研究者等の取組を促進し、メンテナンス産業の活性化を図るとともに、インフラメンテナンスの理念の普及を図ることを目的に実施する。

2 表彰対象

以下の各部門において、日本国内のインフラメンテナンスに係る優れた効果・実績を挙げた取組や技術開発を行った者（個人及び施設管理者・企業・団体等による活動グループ）に対して表彰を行う。

ただし、禁固刑以上の刑歴を有する場合及び社会通念上不適切と思われる場合は除く。

ア メンテナンス実施現場における工夫部門

施設管理者が管理するインフラについて、当該施設管理者自ら又は委任、委託等を受けた企業、団体等が行うメンテナンス活動における工夫（ウに該当するものを除く）

イ メンテナンスを支える活動部門

アの取組以外で、市民活動や人材育成等のインフラ機能の維持に貢献するために行う活動（ウに該当するものを除く）

ウ 技術開発部門

インフラメンテナンスを効果的・効率的に改善する研究・技術開発

※本表彰でいう「インフラ」とは、別表に掲げるものをいう。

※本表彰でいう「メンテナンス」とは、既存インフラの点検、診断、措置（維持、補修、修繕、改良、補強）、記録等の維持管理、運用管理、更新（機能向上を伴う場合を含む。）及び集約・再編を戦略的（合理的、体系的、規則的または継続的）に実施する行為のことをいい、被災後の復旧のみや、料金徴収のみの業務は含まない。

3 表彰の種類

以下の4つの賞を設定する。

- (1) 内閣総理大臣賞[全部門から1件]
- (2) 総務大臣賞、文部科学大臣賞、厚生労働大臣賞、農林水産大臣賞、経済産業大臣賞、国土交通大臣賞、環境大臣賞、防衛大臣賞 [原則各省別の部門ごとに1件（計24件）、及び全部門から情報通信技術の優れた活用に関する総

務大臣賞1件、計25件以内]

(3) 特別賞 [原則8件以内]

大臣賞に準ずるものとして特に表彰すべき取組・技術開発がある場合に選考委員会の委員長名で授与。

(4) 優秀賞 [特別賞と合わせて最大32件程度]

上記(1)(2)(3)以外の優秀な取組に選考委員会の委員長名で授与。

4 審査方法

- (1) 受賞候補者の審査・選出等のため、有識者による選考委員会を設置する。
- (2) 選考委員会は、別に定める審査基準に基づき、応募書類による審査のほか、必要に応じてヒアリング等を行い、表彰を受けることが適当であると認められる者を選出する。
- (3) 各省が所管するインフラの受賞者を選出するために別途必要な事項は、当該各省において定めることができる。

5 表彰の方法

表彰状及び副賞を授与することにより行う。

6 表彰の事務

国土交通省が、関係各省と協力して行う。

7 表彰の時期

受賞者の選出は年1回とし、表彰式は冬ごろをめどに実施する。

8 その他

この表彰制度の実施に関して必要な事項は、別途定める。

附則 この実施要領は、平成28年11月17日から施行する。

附則 この実施要領は、平成29年10月4日から施行する。

附則 この実施要領は、平成30年10月15日から施行する。

附則 この実施要領は、令和2年2月14日から施行する。

附則 この実施要領は、令和3年3月15日から施行する。

附則 この実施要領は、令和4年3月22日から施行する。

附則 この実施要領は、令和5年4月25日から施行する。

附則 この実施要領は、令和6年5月10日から施行する。

(別表)

分野	対象施設	担当 省庁
道路	道路施設(橋梁、トンネル、大型の構造物(横断歩道橋、門型標識、シェッド等)等)	国土交通省
河川・ダム・砂防・海岸	河川(ダム・堰・水門・堤防等)、砂防関係施設、海岸保全施設(水管理・国土保全局所管)	
水道	水道施設(管路施設、浄水施設等)	
下水道	下水道施設	
港湾・海岸	港湾の施設(水域施設、外郭施設、係留施設、臨港交通施設、荷さばき施設、旅客乗降用固定施設、保管施設、船舶役務用施設、廃棄物埋立護岸、海浜、緑地、広場、移動式旅客乗降用施設)、海岸保全施設(港湾局所管)	
空港	空港土木施設(滑走路、着陸帯、誘導路、エプロン、排水施設、共同溝、地下道、橋梁、場周・保安道路、のり面、擁壁、護岸、道路・駐車場等)	
	航空保安施設	
	空港機能施設(航空旅客の取扱施設)	
鉄道	鉄道(線路、停車場、電気設備、運転保安設備)	
	軌道(軌道、線路建造物、電力設備、保安設備、通信設備)	
	索道(索道線路等、停留場、原動設備、握索装置等、保安設備)	
自動車道	橋、トンネル、大型の構造物(門型標識等)(道路運送法第2条第8項に規定された自動車道のみに関するもの) (参考)自動車道の例: 白糸ハイランドウェイ、南富士エバーグリーンライン等	
航路標識	航路標識(灯台、灯標、立標、浮標、無線方位信号所等)	
公園	都市公園等(都市公園、特定地区公園(カントリーパーク))	
住宅	公営住宅	
	公社賃貸住宅	
	UR賃貸住宅	
官公庁施設	官公庁施設のうち庁舎	
情報通信関係施設	電気通信事業者及び放送事業者が役務の提供のために所有する施設及び設備	総務省
郵便局施設	郵便局の施設及び設備	
文教施設等	公立学校施設(専修学校・各種学校含む。)、私立学校施設(専修学校・各種学校含む。)、国立大学法人施設(専修学校含む。)、大学共同利用機関法人、国立高等専門学校機構、地方公共団体が設置する公立社会教育施設(公民館、図書館、博物館、青少年教育施設、女性教育施設、体育施設、劇場、音楽堂等、生涯学習センター)等全般、国立特別支援教育総合研究所、国立青少年教育振興機構、国立女性教育会館、国立科学博物館、国立美術館、国立文化財機構、教職員支援機構、科学技術振興機構(日本科学未来館)、日本スポーツ振興センター、日本芸術文化振興会、日本学生支援機構、独立行政法人が設置する研究開発に必要な施設で、多くの研究者が利用するもの	文部科学省

医療	病院(独立行政法人国立病院機構、国立高度専門医療研究センター、独立行政法人労働者健康安全機構及び独立行政法人地域医療機能推進機構が開設する施設、公的医療機関)	厚生労働省
福祉	社会福祉施設等(独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園及び都道府県・市町村等が設置する公立の入所・通所施設(保護施設、老人福祉施設、障害者支援施設、女性自立支援施設等))	
雇用	独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構が設置する施設(職業能力開発短期大学校、職業能力開発大学校、職業能力開発促進センター、職業能力開発総合大学校、障害者職業総合センター、地域障害者職業センター)※借受施設を除く	
年金	年金事務所	
農業農村	農業水利施設(ダム、頭首工、水路、用排水機場、ため池等)、農道、農業集落排水施設、地すべり防止施設、海岸保全施設等	農林水産省
林野	治山施設(保安施設事業に係る施設、地すべり防止施設等)、林道(橋梁、トンネル等)、海岸防災林、保健保安林等	
水産基盤等	漁港施設(外郭施設、係留施設、水域施設、輸送施設等)、漁場の施設、漁業集落環境施設、海岸保全施設等	
電力	発電、変電、送電、配電及び受電に係る電気設備(原子力に係るものを除く)	経済産業省
ガス	ガス工作物、高圧ガス関連施設、石油コンビナート関連施設	
廃棄物処理	一般廃棄物処理施設、産業廃棄物処理施設、浄化槽	環境省
自然公園等	国立公園事業施設(国又は地方自治体が執行)、国定公園事業施設(地方自治体が執行)、国民公園施設	
自衛隊施設	防衛省が管理する施設	防衛省